

国税の申告・納税等の手続きはe-Taxで

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」なら、自宅やオフィスで国税の申告、納税等の手続きができます。

また、申告所得税の確定申告期間中は24時間ご利用可能です。便利なe-Taxを、ぜひご利用ください。



e-Taxをご利用いただくと次のような特典があります

①最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

※平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。

②添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。

e-Taxのご利用に当たっては、事前に電子証明書等の取得が必要です。

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用される場合には、住民票のある市区町村で住民基本台帳カードを取得し、これに電子証明書の発行を受けてください。

使用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、別途ICカードリーダーが必要となります。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

米子税務署申告相談日程

場 所	米子コンベンションセンター
期 間	2月2日(月)～3月16日(月) ※期間中の土・日・祝日は除く。
会 場	5階会議室 2月2日(月)～2月13日(金) 2階国際会議室 2月16日(月)～3月16日(月)
受付時間	午前9時から午後4時
	※期間中、税務署で申告相談は行いません
【問合せ先】	米子税務署 ☎ 32-4121

平成20年分の所得税の申告・納税は、

3月16日(月)までです

納税には、安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。

※期限までに納税をされないと、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかる場合があります。

※残高不足等で口座振替を行えなかったときには、法定納期限の翌日から延滞税がかかる場合があります。